

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 条例改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、令和6年3月30日に公布され、施行期日が令和6年4月1日とされたことにより、丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する。

2 条例改正の概要

(1)後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

（地方税法第703条の4、地方税法施行令第56条の88の2関係）

(2)国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

（地方税法第703条の5、地方税法施行令第56条の89関係）

施行期日：令和6年4月1日

該当条項

(1)第2条 (2)第22条

国民健康保険税について負担の適正化を図るため、当該保険税の課税限度額の見直し及び経済動向等を踏まえ、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行う。

(1)後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円とする。

限度額	改正前		改正後	引き上げ額
基礎課税分	65万円	➡	65万円	—
後期支援金分	22万円		24万円	2万円
介護納付金分	17万円		17万円	—

(2)低所得者に対する国民健康保険税軽減の対象世帯を拡大する。

① 2割軽減の拡大… 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現行）基礎控除額43万円＋53.5万円×被保険者数

（改正後）基礎控除額43万円＋**54.5万円**×被保険者数

② 5割軽減の拡大… 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現行）基礎控除額43万円＋29万円×被保険者数

（改正後）基礎控除額43万円＋**29.5万円**×被保険者数